

部落解放運動をめぐる「ニーズ解釈の政治」

―一九七〇年代を中心に―

後藤田 和

(受理日二〇二二年十月五日)

1 はじめに

二〇一六年一月九日、部落差別解消推進法が参議院本会議で可決され成立した。「部落差別」の言葉を冠した初めての法律で、「この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに」という一文から始まり、国や自治体の責務として相談態勢の充実や教育・啓発・実態調査の実施を明記した。自由民主党や部落解放同盟が成立に向け推進してきたこの法律に対して、日本共産党および部落問題研究所からは「部落差別を固定化・永久化する重大な危険性を持つ同法案は断じて許されなく」(2016.12.9)と、この批判がなされるなど、現在でもさまざまな議論が交わされている。

こうした部落問題に関する法律が戦後初めて制定されたのは一九六九年の「同和对策特別措置法」である。ひょうご部落解放・人権研究所HPでは本法案が制定されるまでと制定されてからのように整理している。

一九六一年、総理府(現・内閣府)の付属機関として設置された同和对策審議会は、同和问题を解決するための施策に関する総理大臣の諮問に対して、六五年に答申を出した(同対審答申)。この答申のなかで、特に緊急を要する課題として特別措置法の制定など六項目が掲げられた。政府はこれに基づき、法案を国会に提出し、一九六九年に同和对策事業特別措置法が成立した。同対法は一〇年間の時限立法であったが三年間延長され、その後、新たな法律が制定された。被差別部落の環境改善や差別の解消を目的とした一連の法律を同和对策法と総称する。最後の同和对策法が失効す

る二〇二二年度末までの三三年間にわたって、主に住環境整備(生活道路の設置、河川の堤防の改修)、公営住宅や社会福祉施設(保育所、高齢者施設、隣保館)の建設、雇用の創出、奨学金などの特別対策事業が行われた。

このように、一九六〇年代以降、国家行政主導による被差別部落への改善が推し進められ、一九五〇年代において、国家からほとんど顧みられることなかった部落問題が運動によって「公共性」を獲得していったことがわかる。ここで獲得されていく資源の内実は「主に住環境整備(生活道路の設置、河川の堤防の改修)、公営住宅や社会福祉施設(保育所、高齢者施設、隣保館)の建設、雇用の創出、奨学金」といった実生活に根差したものであり、部落解放運動が最も重視したのがこれらの資源の確保であった。

しかし当時、運動内部ではこういった社会生活上の要求だけではなく、表現活動や文化活動に関する多様な要求があったことは、これまでの部落問題に関する歴史学や社会学、ひいては文学研究では目を向けられることがなかった。

そうした問題意識のもと本稿では、一九七五年に野間宏を議長に結成された「差別とたたかう文化会議」の機関誌『差別とたたかう文化』および、部落解放運動における文化活動の推進に大きな役割を果たした土方鉄を中心に発刊された文芸季刊誌(現在は文芸誌)『革』の運動に焦点を当ててみる。そこで、「公共性」やアメリカの政治学者ナンシー・フレイザーが提唱した「ニーズ解釈の政治」という理論的な枠組みを援用し、その枠組みで部落解放運動を捉えることによって、これまでの部落解放運動史から零れ落ちてきた部落解放運動をめぐる文化活動の重要性や可能性を明らかにすることを目的とする。

2 「公共性」論と「二一ズ解釈の政治」

公共性に関する議論はハンナ・アーレントやユルゲン・ハーバマスを始め、膨大な蓄積がなされているが、本稿では、ナンシー・フレイザーの「二一ズ解釈の政治」をめぐる議論に絞って整理する。

社会学者の須賀晃一は「公共性」について以下のように整理している。

公共性は、ある集団の横成員全体に関係する秩序のあり方を示す言葉であり、一般的には公共善の実現と促進と捉えられる。そして、現代の民主的社會においては、開放性、公開性、平等性、衡平性、公正性などを含む概念として、しばしば理解されている。特に、市民的公共性として論じられる場合には、開放性と不特定性の下で無名の個人々々によって結ばれる平等な関係と連帯として捉えられている。市民的公共性の下では、各人は、アイデンティティを持った個人として公正に扱われるし、そのことによって規則に従い、世論を形成するにあたっては理性の公共的使用に努めることを仮定して議論に参加することが期待されている。このような人びとが集まって世論を形成する場が「公共の場」、「公共領域」と呼ばれる概念である。(2010:82)

こうした「公共の場」「公共領域」に関して齋藤純一(2000:12)は「重要なのは、公私の区別をきまえて、公共の場に相応しいテーマを語らなければならぬ」という暗黙の規範的要求の問題である」と指摘し、この問題が重要なのは「公共的なもの」は、何を「個人的なもの」「私的なもの」として定義するかによって反照的に定義されるからである」と言う。そして、近代における「公共性」は多くの事例を「私的なもの」とすることによって自らを定義し、「公私を分ける境界線は言説に依拠する流動的なものである」と述べる。つまり、公共の場や公共領域において、公私の区別が重要視され、公共の場にふさわしいテーマがその場で語られなければならないが、近代以降、そうした公私の区別の境界線が揺らいできているのである。

そこで齋藤が注目するのは、自由時間や文化の支配的なコードなど「眼に見えない資源」、すなわち「言説の資源」(discursive resources)である。その具体について齋藤は、次のように述べる。

言説の資源は、第一に、人びとがどのような語彙をもっているかにかかわる。自らの問題関心を説明し、他者を説得しようとする理由を挙げるためには、

当面のコンテキストに相応しい(とされている)言葉のある程度自由に使用できることが必要である。(2000:9-10)

齋藤は、こうした「言説の資源」が公共性への実質的なアクセスを根本から左右し、公共性におけるコミュニケーションは、ほかでもなく言葉というメディアを用いておこなわれるからこそ、「言説の資源」に恵まれた者たちが「ヘゲモニー」(文化的・政治的に他者を指導する力)を握る、という問題を指摘している。

つまり、「言説の資源」を有することが「公共性」に参加する権利であるということを目指しており、これは例えば「個人的なことは政治的である」という一時期のフェミニストの標語が、性別役割分業を正当化する言説によって公共性から排除された家事労働やケア・ワークなどを政治的な争点として浮かび上がらせた事例にあてはまると言えるだろう。

こうした「言説の資源」を有する人々によってなされる問題解決の方法としてユルゲン・ハーバマスは「討議理論」を提唱するが、その内実について以下のように述べる。

公共性は、それ自身の理念によれば、その中で原理的に各人が同じ機会をもって各自の好みや願望や主義を申告する権利をもったというだけでは、民主主義の原理となつたのではない。このようなものは、ただの意見(opinions)にすぎない。公共性は、これらの個人的意見が公衆の論議の中で公共の意見、公論(opinion publique)として熟成することができたかぎりでのみ、実現されたのである。(1994:288)

つまり、ハーバマスは様々な問題に関して、ただ意見を述べる場ではなく、個人的意見が討議され、公共的な意見として成り立つことで、公共性は実現されると捉えている。

しかし、このハーバマスの解釈を、フレイザーは「まったく評価に値しない」と批判する。フレイザーは、フランスやイギリスなど自由主義的な公共圏を醸成させた国々では、市民的・職業的・文化的なクラブや団体の集合が出現するが、その集団のネットワークに誰でも接近できるわけではなく、ブルジョア層男性たちの権力の基盤になっていった、という事例を踏まえて次のように主張する。

接近可能性や合理性や地位のハイパーキーを維持することを押しつける公開の場でおこなわれる討議(discourse of publicity)そのものが、差異

化の戦略として配置されているのである。もちろん、このアイロニーが、公開の場でおこなわれる討議をおのずと妥協的なものにしていく運命にあるということにはならない。(中略)論者) さらに、問題なのは、ハーバマスが自由主義的な公共圏を理想化するだけでなく、そのほかの非自由主義的で、非ブルジョア的な、競合するさまざまな公共圏について検証できていないことである。もっと正確に言うならば、ほかの競合しあうさまざまな公共圏について検証できていないからこそ、自由主義的な公共圏を理想化する結果になってしまうのである。(1999)

フレイザーの「非自由主義的で、非ブルジョア的な、競合するさまざまな公共圏について検証できていない」というハーバマス批判は、ハーバマスの構想していた公共圏を脱構築する指摘であると言える。

また、フレイザーはハーバマスだけではなく、ハンナ・アーレントの「必要は、人間の欲求や不安のうちで常に第一義的なものである。それだけではない。大いに富んでいる協同体というものは、住民の中に無関心が広がり、逆に創意がなくなりがちであるが、生命の必要は、このような明白な脅威も防ぐのである」(1988=1994:100)という「ニーズ」の解釈に関しても、次のような批判を加える。

彼女(アーレント※論者注)は、ニーズとは完全に自然なものであり、永久に強制的なものであることを前提としているのである。したがって、ニーズは純粹に政治的局面にいたることはできず、ニーズが私的領域から社会的領域へと出現することによって、政治的なものあらわれることを意味すると考えている。一方、私は、ニーズは単純化できないほどに解釈可能なものであり、ニーズの解釈は、原則として議論として構想されうるものだと考える。私の考えによれば、ニーズが「私的」なものから社会的なものへと出現することは、肯定的な発展であるといえる。(1980:162)

つまり、フレイザーが求める公共的な空間とは、自由主義的な公共圏から周縁化される公共圏を視野に入れ、それら各集団、各個人に「ニーズ」が備わっており、個人的な「ニーズ」の解釈を、議論によって社会的な場へと出現させる、そういう空間であると言えよう。そして、この公共的な空間をフレイザーは「対抗的な公共圏」とよぶ。

この「対抗的な公共圏」について齋藤は次のように整理している。

この公共圏では、支配的な公共圏とは相対的に異なった「言説の資源」が

形成される。そこでは、自分たちの「ニーズ」に外から与えられた解釈を問題化し、自分たちに貼り付けられた「アイデンティティ」なるものを疑問に付し、「異常である」「劣っている」「遅れている」といった仕方ではめられてきた自分たちの生のあり方を肯定的なものとしてとらえ返し……という再解釈・再定義の実践が試みられるだろう。(中略)論者) この公共圏では、自分が語る意見に耳が傾けられるという経験、少なくとも自分の存在が無視されないという経験が可能となる。(2000:14-15)

齋藤が指摘するように、フレイザーの構想する「対抗的な公共圏」では、それまで貼り付けられてきた負のレッテルとしての自らの生を再解釈・再定義していく討議の空間が形成され、周縁化される存在のない公共圏として捉えることができる。さらに齋藤は、フレイザーの「ニーズ解釈の政治」に関して、「貨幣もしくは物資的な財の供給によって対応しがい解釈がかなり広範に提起されてきて」おり、「解釈の変更の背景には、少なくとも本人に帰責できない理由による受苦は、それぞれの犠牲者が私的に堪えてしかるべき「不運」ではなく、公共的な支援を要求しうる「不正義」であるという問題のとらえ返しがある」と指摘し、こうしたニーズ解釈の多様性について次のように言う。

また、民族や言語や性的指向などにおける少数者が、彼女/彼らの価値を蔑視し、その尊厳を損なう「文化的な加害」(cultural harms) に対して提起している、承認の要求も新しい解釈の一つとしてとらえることができらるだろう。多数者文化による「承認」(misrecognition) は、やはり人びとの生を深く傷つける「不正義」として解釈し直されるべき事柄である。(2008=2020:121)

ここで齋藤の言う「承認」というキーワードはフレイザーとアクセル・ホネットによる論集『再配分か承認か? 政治哲学論争』(2012)での議論を踏まえたものである。フレイザーの理論的な枠組みでは、「ニーズ解釈の政治」よりも、この「承認」に関する議論の方が一般には広く知られているだろう。この論集の監訳者加藤泰史のあとがきでは、フレイザーとホネットの論争の要点が次のようにまとめられている。フレイザーとホネットは「承認」をめぐる闘争が再配分をめぐる闘争の副産物だと見なす経済主義的な見方を不適切な説明である」と共通認識をもったうえで、ホネットは「再配分」を「承認」に包摂しよう」と試み、フレイザーはそれに対して、「再配分」の政治を周縁化してさらには隠蔽してしまい、ここには『承認』の政治が経済的不平等等を助長しかねない危

「陰性すら潜んでいる」(2012:317)と論難した。こうした、フレイザーの「承認」概念は論集「序文」で端的に示されている。

フレイザーは、承認ならびに再配分、そのどちらかのカテゴリーも正義にとつて等根源的でそれゆえ相互に還元不可能な次元として理解されることになる「パースペクティブ二元論」を提唱する。(2012:5)

このように、あくまでもフレイザーは「再配分」をめぐる闘争も「承認」をめぐる闘争も、どちらもすべての人々に対して同等な参加を許す社会制度の確立を目指していたと言える。

フレイザーはこうした「承認」論や「ニーズ解釈の政治」をフェミニズムの立場からジェンダーやセクシャルマイノリティの問題へ議論を展開させるが、こうした議論は本稿で取り上げる部落解放運動とも密接にかかわる問題であると言える。前述の理論的な枠組みを踏まえて、部落解放運動における「承認」「ニーズ解釈」に関して次節で整理する。

3 部落解放運動における「ニーズ解釈の政治」

齋藤やハーバマスの公共性の議論に即していえば、部落解放運動という社会運動それ自身が、「言説の資源」を得るための運動であったことがまず確認できる。

近代化がすすむなかで、明治政府によって一八七一年「穢多非人等ノ称被廢候条自今身分職業共平民同様タルヘキ事」、いわゆる「解放令」(賤民廢止令、賤称廢止令とも呼ぶ)が太政官布告として宣言された。しかし、人々の中では依然として差別意識が残存することによって、その呼び名や認識は変わりながらも部落差別は残り続けてきた。そうした従属化されてきた社会集団としての部落民の声は「全国水平社」によって大きく取り上げられたが、アジア・太平洋戦争をめぐる運動の混乱により、敗戦をまたいだ一九五〇年代においてなお、差別される／することが当たり前であるという認識が社会一般では蔓延っていた。

そうした中で、一九六〇年代から盛り上がりを見せる部落解放運動において、まず要求されたニーズが「部落解放同策樹立要請」であった。この運動は、一九五八年一月一日に当時の部落解放同盟常任中央委員の朝田善之助らが厚生、労働、関係各省に協力を呼びかけ、内閣に部落対策審議会の設置を陳情し

たことに始まる。翌年の三月には当時の与党である自由民主党によって「同和对策特別委員会」が設けられ、五月には委員会の作成した「同和对策要綱」が政府に了承されることとなった。この翌年の五月に「同和对策審議会設置法」が制定され、本格的に国に依る部落問題の検討が始まる。この動きは部落の民衆にも大きな影響力を及ぼし、一九六一年九月五日の『解放新聞』には「福岡―東京―四〇〇キロの大請願行進はじまる」という見出しで九月一日に請願行進隊が福岡市役所を出発した旨が大々的に報じられ、一九六五年の「同和对策審議会答申」および一九六九年の同和对策特別措置法の制定へと結実することとなる。

同法律第四条「同和对策事業の目標」では、「対象地域における生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする」とされ、具体的な国の施策として次の七点が掲げられることとなる。

- 一 対象地域における生活環境の改善を因るため、地区の整理、住宅事情の改善、公共施設及び生活環境施設の整備等の措置を講ずること。
- 二 対象地域における社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進を因るため、社会福祉施設、保健衛生施設の整備等の措置を講ずること。
- 三 対象地域における農林漁業の振興を因るため、農林漁業の生産基盤の整備及び開発並びに経営の近代化のための施設の導入等の措置を講ずること。
- 四 対象地域における中小企業の振興を因るため、中小企業の経営の合理化、設備の近代化、技術の向上等の措置を講ずること。
- 五 対象地域の住民の雇用の促進及び職業の安定を因るため、職業指導及び職業訓練の充実、職業紹介の推進等の措置を講ずること。
- 六 対象地域の住民に対する学校教育及び社会教育の充実を因るため、進学奨励、社会教育施設の整備等の措置を講ずること。
- 七 対象地域の住民に対する人権擁護活動の強化を因るため、人権擁護機関の充実、人権思想の普及高揚、人権相談活動の推進等の措置を講ずること。(1969.7.10)

また、「六」と関係することとして、一九六六年には経済的な理由で進学が困難な対象地域の同和関係者の高等学校、高等専門学校、大学・短期大学への

進学を奨励するために、奨学金等を貸与する進学奨励事業を行う府県・指定都市に對して、それに必要な経費の三分の二を補助する「同和対策高等学校等進学奨励費補助事業」が文部省により開始されている。

このように概観すると、部解放運動がフレイザーのいう「自分たちのアイデンティティや利害、必要について反体制的な解釈を組み立て得るような対抗的言説を発明し伝達する並行的な言説」討論の「アリーナ」を形成する「サバルタン対抗公共性」として、国家や行政との討議を通して、住環境の整備や雇用の創出といったニーズが満たされていったといえる。

しかし、そうした実生活に関わるニーズとは別のニーズも部解放運動内部にあった。それが、先に示した野間宏や土方鉄らを中心とした部解放運動における文化活動である。このニーズは齋藤の言うところの「民族や言語や性的指向などにおける少数者が、彼女／彼らの価値を蔑視し、その尊厳を損なう『文化的な加害』(cultural harms)に對して提起している、承認の要求」と捉えることができるだろう。その内実について、次節で確認していく。

4 部解放運動における文化活動という「ニーズ」

法制定などのニーズが一九六〇年代から求められたのに對して、文化活動のニーズが高まりを見せ始めるのは一九七〇年代からである。その代表的な例として一九七四年の「部解放文学賞」の創設、一九七五年一月一日に議長を野間宏が務め、事務局長を土方鉄が務めた「差別とたたかう文化会議」の結成、一九七七年から刊行され始め、現在まで続く文芸季刊誌「革」の創刊が挙げられる。「部解放文学賞」に関しては、拙稿(2020)において、設立の経緯や入選作の内容など詳しく論じているため、本稿では特に「差別とたたかう文化」と「革」について述べる。「差別とたたかう文化会議」はその規約前文で次のように述べられている。

われわれは、この国で、文学、芸術、諸科学のもつ重要な意義を把握し、運動が要請する課題に応えたいと考えます。その際、われわれは、それぞれの専門分野の内外で、この要請に、自発的・主体的に捉えていくことが、真の連帯と考えます。われわれは、以上の観点に立って、部解放同盟との連帯、協力関係を恒常的にうちたてるとともに、幅広く、文化関係者や研究者を結集し、わが国のいっさいの差別を根絶していくために活

動します。

このように部解放同盟における文化活動推進を目的として創設された団体である。この団体の刊行している『差別とたたかう文化』では、詩や小説といった文芸作品を掲載したり、歴史学者や社会学者などの評論や部落や在日朝鮮人、沖縄、アイヌといったマイノリティ全般のルポルタージュなどが掲載されたりするなど、総合雑誌としての役割を担った。

「差別とたたかう文化会議」が結成されるに至る大きな要因として結成の年に部解放同盟が第三十回全国大会において、「被差別統一戦線の結成」が運動方針に位置付けられたことによる。そこでは、「部解放同盟は、部落差別をゆるさないものは、すべての差別をゆるさないという立場」に立ち、「在日朝鮮人、アイヌ人、沖縄県民はじめ南西諸島出身者、身障者、農村・産炭地から投げ出された未組織労働者は、それぞれ独自の歴史的・社会的関係において差別され、停滞的過剰人口として慢性的な失業、半失業の状態におかれて」おり、部落差別とのたたかいを発展させるなかで、「これらの人々の具体的な闘いを積極的の支持・支援すること」が決議されることとなった。(1980a)

そうした部解放同盟の運動方針に沿う形で、「差別とたたかう文化会議」は結成され、刊行される『差別とたたかう文化』では在日朝鮮人やアイヌの人々、障害者との対談や彼ら自身による評論や文学作品が各号で掲載され、刊行されていった。

『差別とたたかう文化』第二巻(一九七七年春号)に掲載された座談会「被差別大衆の生活と文化——在日朝鮮人」(金時鐘・土方鉄・村田拓)では、土方と金時鐘の次のような興味深い対話が見られる。

土方 解放同盟自身、文化・芸術に対する考えが、きわめて低い状態でしょう。ぼくの書いている小説なんか、被差別部落内部の否定的な部分露骨的に書いていて、同盟員でなかったら糾弾される作品だなんて、いつてる人がいるぐらいですし……まあ、そういう人は、まだ読んでいてくれるんですが、読んでくれていない人の方が多いですよ。それでいて、一方では、被差別部落の若者が読むと、いっぺんに元気がでて、闘いに参加したくなるような小説を書けみたいな、期待と声があるんですよ。文学に速効性を求め、宣伝小説を期待されてるなんて、つらいですよ。

金 全く土方さんもぼくと同じところで悩んでいるようですね。組織

がひとつの有効な動きとしての機能を發揮していくとね、どうしても、創造行為までがその組織の重要な要求とからまってしまつてね。文学なら文学というものが、いいもんだとか、大事なものであるということを知れば知るほど、組織としては有力な高揚、組織力として文学の機能を動員しようと、ひとつの必然のように政治的要求をだしてくる。これはもう、社会主義革命をなした国でも、それまでの文学が民族遺産にはならずじまいでかすんでしまうことが多いこと無縁ではないような気がするんです。(1977)

この対話からは、運動内部において、土方ら文化活動を推進しようとする勢力はかなり弱い立場にあり、創作をするのであれば、運動への動員に役立つようなアジェンションを求められていたことがわかる。典型的な例を挙げると、一九六三年に発生した狭山事件を主題とし、逮捕された石川一雄に焦点を当て、その無実を訴えた映画『狭山の黒い雨』であろう。本作は一九七三年一月二三日に公開された35ミリ白黒版で、上映時間は一時間四六分、監督は須藤久、脚本を土方が手掛け、部落解放同盟大阪府連合会が製作した。一九七三年一月二二日の『解放新聞』では、公開される一か月前から「絶好の狭山闘争の武器になると期待されている」と大々的に報道された。また、こうした情宣活動は公開後も盛んに行われており、公開一か月後の一九七三年二月三一日には「愛知で『黒い雨』 社会党県本部が主催で」という見出し、翌年一九七四年七月八日には「埼玉、第一次上映運動『狭山の黒い雨』に感銘」、同年九月二三日には「上越支部が狭山集会『黒い雨』上映活動と結合」といったように、大阪を皮切りに全国各地で上映活動が取り組まれる様子が報じられている。さらに、そういった上映活動を推し進めるために、部落解放同盟は上映運動の協力を要請し、各都道府県の部落解放同盟連合会に『狭山の黒い雨』上映実行委員会を設置することを求める記事も見られる。

こうした動きからも明らかなように、映画の主軸ともなる脚本を手掛けた土方の表現は、運動の要請に応えるための表現として前面に押し出されることになる。土方自身、狭山事件を創作として描くことを前向きに捉えていたのだが、金との対談で語られるような複雑な心情で創作を行っていたことは想像に難くない。

一方、「全く土方さんほくと同じところで悩んでいるようですな」と土方に同意を示す金時鐘の言葉は、一九七七年時点での組織の問題ではなく、

一九五〇年代末における在日朝鮮人総聯合会（以下、総連）との対立のことを指して述べているものであろう。宋恵媛『在日朝鮮人文学史』のために——声なき声のポリフォニー』(2014)の第二章「文学史の主流——在日朝鮮人学運動の主流」で、「金時鐘は、日本の現代詩運動へ合流しつつ、在日朝鮮人の実存を突き詰めることに活路を見出そうとした」のに対し、「総連主流派は、共和国への愛国心を社会主義リアリズムの手法で表現することでその克服を目指した」(2014:172)と指摘されているように、当時の在日朝鮮人による創作活動の場は日本語創作を擁護する人びとと、朝鮮語創作を支持する人々との大きな対立が生じていた。一九五七年七月の在日朝鮮人文学会第七次大会では、この対立が議論の大きな軸として進行するが、討論の終盤では「金時鐘や朴春日は全く発言しておらず、また司会の金達寿もほとんど発言でき」ず、「朝鮮語作家の覇権掌握」と宋が述べるように、この論争によって金時鐘は創作活動を一〇年以上断つこととなった。金時鐘もまた、過去に組織と対立することで、表現活動に支障をきたしたという体験があったからこそ、土方の問題を抱えていたとまとめるわけではない。金にとって組織とは創作活動という基盤がありながらも、その創作方法の差異によって生じた組織との葛藤であり、土方が抱えるそれは、創作活動そのものが基盤としてない状態で、いかに組織にその有効性や可能性を訴えるべきか、という点にあったと言え、両者の間には組織に対する葛藤に微妙な認識のずれがあるように思われるのである。そこには、部落解放運動と在日朝鮮人運動の創作活動への認識の差があったと言える。

さて、微妙なずれはありつつも、運動に求められる表現だけではいけないという両者に共通する立ち位置は、社会学者の藤井達夫による次の指摘と深く関わるものであると言える。

一方で、従属的な社会集団が、不平等な資源配分の是正を求めて、したがって拒否され排除されてきた自分たちのニーズの社会的承認と国家によるその保障を求めて、それらを言説において分節化しつつ、支配的な社会集団によって求められた既成のニーズ解釈に挑戦する。他方で、支配的な社会集団は、そうした挑戦を退け、社会関係における自らのヘゲモニーを維持するべく、保障されるべきニーズについての自らの解釈を正当なものにしようとするのである。(2010:52)

藤井が論じているように、土方や金の置かれていた立ち位置は「支配的な社

会集団によって求められた既成の「ニース解釈」への挑戦であったと読むことはできないだろうか。つまり、本来社会的承認と国家による保障を求めて始まった部解放運動という場において、文化活動を推進しようとする立場の集団はほとんど顧みられることのない従属的な集団として位置づけられていた、ということである。そうした場合、運動の主要目的となる「ニース」とは異なる「ニース」を求める土方らの要求は「組織力としての文学の機能」として退けられることとなる。引用した対話からは運動内部におけるヘゲモニーの階層が浮かび上がるのである。

こうした「差別とたたかう文化」の性質は先述したような部解放運動の運動方針に掲げられた「連帯」が声高に叫ばれた時代背景や、部解放運動と他のマイノリティの運動との関連において興味深い媒体であるのだが、その母体となっている組織は部解放同盟であり、そこで行われる運動との連携がこの雑誌の主要目的であった。

一方で、文芸季刊誌『革』は「差別とたたかう文化」とは明確に異なる理念で創刊されたことが初代編集長の川本祥一による『革』発刊についての言葉から読み取ることができる。

『革』は政治的運動体や学問的研究団体の機関誌や教宣媒体としてではなく、文学創造を発表する媒体として独自の道を歩く。(1981)

こうした理念は『革』創刊号に掲載された「座談会 差別を照射する文学」(野間宏・竹内泰宏・土方鉄・村田拓・岡庭昇・川元祥一＝司会)における次の土方の発言により明確に示されている。

野間さんや竹内さんに協力していただいている部解放文学賞があるわけで、今年で第三回選考をやって、それぞれ入選者がでたり、出なかったりしてはるわけですけども、部解放文学賞という形でやっているということだけでは、充分だろうかというような反省ですね。具体的には、やっぱり、部流出身の書き手を、育てていくような事をですね。意識的にやっていく必要があるという事からですね。雑誌をとという計画が具体化しているわけなんですけれどね。だから簡単にいえば現在の部解放運動の欠落をうめてゆくという役目があるわけです。(1977:116-117)

政治的な主張や学問的な論文の書き手ではなく、あくまでも表現者としての部解放の書き手の育成を目指すことが『革』のねらいであった。政治的運動体の色が濃い「差別とたたかう文化」や部解放外からの書き手を幅広く募集していた

「部解放文学賞」という空間では満たすことのできない「ニース」が『革』に求められていたのである。それは、部解放文学賞が一九七四年、「差別とたたかう文化」創刊が一九七五年、その二年後の一九七七年に『革』が創刊されるといった時期的なずれを考慮に入れると、文化活動推進派の内的な必然性を備えた「ニース」であったといえる。

部解放運動史では、こうした文学活動が記述されることはこれまでになく、運動内部における多様な「ニース」の錯綜があったという歴史を再構成する必要があるとともに、そこには、文学によって部解放問題を、ひいては差別の問題を捉えようとする人々の「ニース」解釈が備わっていたという可能性があったと言えるのである。

一九七〇年代の部解放同盟全国大会の記録を紐解くと当時の運動主流派の文化活動の認識が浮かび上がってくる。一九七一年に開催された第二六回全国大会運動方針では、「七〇年の国民大行動のさい、部解放国民大行動隊の青年隊員が『差別裁判打ち砕こう』というたを作詞・作曲して国民大行動に活力を与えたことはわれわれの記憶にあたらしい。このような力をひき出し、組織することは同盟の教宣・文化活動にもっとも必要なことである」(1980a:364)とされ、また翌年の第二七回全国大会の一般方針では、「とくに中央機関紙『解放新聞』は同盟の地方分散主義的傾向を克服し、つねに中央本部の指導方針を全同盟の前に明らかにし、同時に各地でたたかわれている解放運動の現実を時をうつつさず報道し、一支部、一府県のたたかいを全同盟員ひとりひとりのものとするための重要な任務がある」(1980a:216)と記されており、文化活動というよりは、運動への動員、あるいは運動高揚のための教宣に力点が置かれていることがわかる。このような傾向により、一九七三年の第二八回全国大会一般方針では、「文化活動」という文言すら登場することはない。

しかし、一九七四年第二九回全国大会で、「教宣・文化活動を発展させよう」という項目が復活し、一九七一年の文言の後に続いて、「又部解放に埋もれている差別との闘いの中で生まれた文化を掘りおこし、又部解放大衆の文化芸術の才能を育てるための取り組みを意識的にすすめる必要がある。又部解放文化人・知識人との結合をめざして、今準備がすすめられている『差別とたたかう文化会議』(仮称)の結成をぜひ成功させよう。そして部解放運動が、日本の底辺からの差別と抑圧に闘う文化創造に積極的な役割を担っていかう」(1980a:582-583)という文言が加筆されている。

そして、一九七五年「差別とたたかう文化会議」が結成されることで、それに沿うように同年の第三〇回全国大会では、「文化活動」が「教宣」とは分離独立した一項目として掲げられ、大幅な加筆が施されることとなる。そこでは、「部落は、差別の本質に制約された経済的な圧迫によって、文化水準がきわめて低い状態におかれている。教育から除外されてきて、文字の知らない人、学力の低い人が多いことが基本的である」という認識のもと、「部落解放の思想・文化はまぎれもなしに、労働者階級の思想・文化の一貫としてつくり出されてきたし、さらに発展させていかねばならない」と主張する。そこには「自民党と共産党が連合して、『左』右の融和主義をもちこむという攻撃をかけてきている」(1980b:62)という捉え方によって政治的な敵を文化的な敵へと結びつけるレトリックが差し挟まれており、文化活動の必要性は唱えられながらも、運動高揚の役に立つ一つの手段として捉えられていると読み取ることができる。また、翌年の第三二回全国大会運動方針の同項目では、「われわれは、部落の環境改善などを一定たたかいつてきた。しかし、われわれは、経済的な解放にとどまらず、政治的・文化的にも完全に解放されなければ、真の解放とはいえないことを把握しなければならぬ。すなわち、部落の完全解放の中には、文化的解放もふくまれているのである」(1980b:148)と加筆され、「経済的な解放」から「政治的・文化的」な「解放」を目指すことが運動主流派の文化活動に対する認識として示されているといえよう。

論者は、そうした運動主流派のあり方を全面的に否定したいのではなく、文化活動という「ニーズ」を運動側が再発見していくプロセスが重要であると考えている。運動の力学に文化活動が周縁化されるなかで、『差別とたたかう文化』や『革』といった文化活動・表現活動に新たな「ニーズ」が生まれたからこそ、当時の部落解放運動が高揚していった、という運動史の再構築が可能となるのである。

5 おわりに

本稿では、ナンシー・フレイザーの「ニーズ解釈の政治」の理論を援用しながら、部落解放運動において周縁化されてきた、土方鉄らによる文化活動の重要性を整理してきた。『差別とたたかう文化』は一九九一年から一九九五年までを第二期、一九九六年から二〇〇二年までを第三期と二度の編集体制移行の

のち、終刊しているが、『革』は二〇〇三年から二〇一一年までの休止期間があったものの、現在まで刊行が続いており、俳句、詩、小説など文学作品は一四三にも及んでいる。『革』の文学運動に二〇代から参加し始めた作家、善野娘は土方らの活動を真横で見ながら現在『革』の編集長を務めている。『革』へ参加し始めた時のことについて善野は次のように語る。

43年前、その創刊を知り、神戸元町の老舗の大きな書店でその創刊号を購った。運命的なものを感じたからである。(中略)論者 中学時代から地元の人文に詩を投稿したり、短歌を詠んだり、小説を書くまねごとをしたりすることが好きで、漠然と文学の道にすすみたいと思う学生でもあった。芸誌『革』創刊に運命的なものを感じたというのは、自身のそのような解放運動の活動と文学的志向とによるものである。『革』という作品発表の拠点を得ていらい、書きたいものを、書けるときに書く、という恵まれた環境で創作活動ができ、気づけばいつのまにか、40年が経っていた。(中略)論者 部落解放運動がめざしてきた「よき日」とは程遠い現実を前にして、『革』文学運動が担う表現活動もますます多様な視点から創出されなければならないし、その存在意義も厳しく問われることにもなるだろう。(2020.11.15)

こう語る善野は「高本安吉の素晴らしい一日」という小説が『革』第三後に掲載され、そこで初めて『革』での文学活動に参加する。一九五七年に神戸市で生まれ、大学時代に部落解放運動に関わるようになり、卒業後、会社員、アルバイトなどを経て、一九八五年に神戸市内の私立学校教員となり二〇一六年に退職している。教員として多忙な日々を送る中で、『革』の編集に携わり、二〇二〇年に執筆活動の集大成ともいえる『旅の序章』(解放出版社)を刊行した。この著書に収められた作品に関しては、すでに宮本正人による論考が『革』第三五号(2021)に掲載されており、そこで「農村地域に存在する部落に生まれ育ったことと共に、高校時代や大学の時の部落解放運動とのかかわり、会社員、アルバイト、そして、部落外の女性との恋愛・結婚の経験がどの作品にも色濃くにじみでている」(2021:155)と指摘されるように、『革』の文学運動の軌跡と重なり合う善野の半生を凝縮した作品が収録されている。

この他にも、二〇一一年、第三七回部落解放文学賞小説部門に小説「街煙」で入選した玉田崇二や二〇二〇年、第二六回三田文学新人賞を被差別部落に生まれ育つ三代にわたる女性たちの物語「とほくれホタル」で受賞した田村初美

など新たな書き手たちが『革』の文学運動に参加してきている。
 そうした作家たちの創作が本稿で論じてきた「ニーズ解釈の政治」とどういった関わりがあり、どのような「ニーズ」のもとで、文学運動が実践されてきたのかについては別稿に期したい。

参考文献・URL

- しんぶん『赤旗』(2016.12.9) http://www.jcp.or.jp/akahata/aik16/2016-12-09/2016120904_01_1.html 4頁
- 衆議院HP「法律第六十号(昭四四・七・一〇) 同和对策事業特別措置法」
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_houseinsf/html/houritsu/06119690710060.htm よろ
- 川元祥一(1987)「差別問題を引きよせ登攀する場——文芸季刊誌『革』発刊によせて」『新日本文学』三十三巻三三三号
- 後藤田和(2020)『識字運動と『部落解放文学賞』——部落解放文学賞入選作の分析を中心に』広島大学大学院人間社会科学研究所紀要『教育学研究』(1)、470-479
- 須賀晃一(2010)「第5章 市場が生み出す公共性——フェアな競争の場としての市場——」(齋藤純一編『公共性の政治理論』、ナカニシヤ出版)
- 齋藤純一(2000)『思考のフロンティア 公共性』、岩波書店
- 齋藤純一(2008)『政治と公共性 民主的な公共性にむけて』、岩波書店、なお、引用は二〇二〇年の文庫版より
- Nancy Fraser(1999)「公共圏の再考：既成の民主主義の批判のために」(山本哲・新田滋訳、未来社)
- Nancy Fraser(1989)『Unruly Practices: Power, Discourse, and Gender in Contemporary Social Theory』(University of Minnesota Press、訳は論者による)
- Nancy Fraser(2003)『中断された正義——ポスト社会主義的条件をめぐる批判的考察』(仲正昌樹監訳、御茶の水書房)
- Nancy Fraser(2012)『再配分か承認か? 政治・哲学論争』(加藤泰史監訳、高畑祐人・菊池夏野・船場保之・中村修一・遠藤寿一・直江清隆訳、法政大学出版局)

- 野間宏・竹内泰宏・土方鉄・村田拓・岡庭昇・川元祥一 司会(1977)「座談会 差別を照射する文学」『革』創刊号
- Hannah Arendt(1994)『人間の条件』(志水速雄訳、筑摩書房)
- 藤井達夫(2010)「第三章 近代デモクラシーの理念と公共性」(齋藤純一編『公共性の政治理論』、ナカニシヤ出版)
- 部落解放研究所編(1980a)『部落解放運動基礎資料 第II巻 全国大会運動方針 第21回～第29回』、解放出版社
- 部落解放研究所編(1980b)『部落解放運動基礎資料 第III巻 全国大会運動方針 第30回～第35回』、解放出版社
- 宮本正人(2021)「解放文学の軌跡(第三回) 自然主義の精神——徳田秋声から中上健次、そして善野娘へ」『革』第三五号
- Jürgen Habermas(1994)『第2版 公共性の構造転換 市民社会の一カテゴリーについての探求』(細谷貞雄・山田正行訳、未来社)
- (主任指導教員 川口隆行)

The Politics of Need Interpreting on the Buraku Liberation Movement
— Focusing on the 1970s —

Izumi Gotoda

Abstract: This paper focuses on the movements of Discrimination and Fighting Culture, the journal of the “Conference on Discrimination and Fighting Culture” formed in 1975 with Hiroshi Noma as its chairperson, and KAKU, a literary quarterly (now a literary magazine) published mainly by Tetsu Hijikata, who played a major role in promoting cultural activities in the Buraku Liberation Movement. Within the theoretical framework of “publicness” and the “politics of interpretation of needs” proposed by the American political scientist Nancy Fraser, by examining the Buraku Liberation Movement within this framework, this study aimed to clarify the importance and potential of cultural activities related to the Buraku Liberation Movement that has been missing from the history of the Buraku Liberation Movement. The cultural activities of the Buraku Liberation Movement are not limited to those of the Buraku people. Cultural activities of the Buraku Liberation Movement reached their peak in the 1970s. At that time, cultural activities were hardly considered important by the mainstream of the movement, and were seen as a helpful tool for the movement. However, Noma, Hijikata, and other promoters of cultural activities tried to appeal the injustice of the Buraku issue and discrimination to the world with literature and culture. As if in response, many writers and activists agreed with them, and the literary magazine KAKU continues its activities even today. There was a need to reexamine the Buraku issue not only in the field of movement but also in the fields of literature and culture, and there was a movement to create this new need. In this study, the importance of Noma and Hijikata’s trajectory was revealed, which has been buried in history, and the possibility of reexamining the Buraku issue in a new way was clarified.

Key words: The Politics of Need Interpreting, Buraku Liberation Movement, Publicness, literary magazine “KAKU”, Tetsu Hijikata

キーワード：ニーズ解釈の政治、部落解放運動、公共性、文芸誌『革』、土方鉄